

平成29年度 第1回 千葉市特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日時 平成29年12月27日(水) 午後3時30分～午後4時50分
- 2 場所 千葉市議会棟3階 第3委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
大澤会長、大島副会長、秋元委員、大槻委員、河合委員、清水委員、鈴木委員、仙波委員、中曽根委員
 - (2) 事務局
大木総務局長、山元総務部長、香取給与課長、桑本給与課課長補佐
- 4 議題
 - (1) 会長、副会長選出
 - (2) 諮問
 - (3) 審議
- 5 議事の概要
 - (1) 会長、副会長選出
会長に大澤委員、副会長に大島委員が選出された。
 - (2) 諮問
副市長から会長に対し、市長及び副市長の給料の額の改定について諮問した。
 - (3) 報酬額等の改定について審議した。
 - (4) 改定額及び改定時期について審議した。
- 6 会議録
別添のとおり

平成29年度 第1回 千葉市特別職報酬等審議会 会議録

平成29年12月27日(水) 午後3時30分～午後4時50分

午後3時30分 開会

○事務局(総務局長)

皆さん、総務局長の大木でございます。

まず、皆さま方におかれましては、この度は千葉市特別職報酬等審議会の委員を、お引き受けいただきまして、ありがとうございます。また、本日はお忙しい中、審議会にご出席賜りましたこと、心から感謝申し上げます。

誠に僭越ではございますが、会長が選出されるまでの間、会議次第に従いまして、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、失礼ですが、座って進めさせていただきます。

なお、本審議会につきましては、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき公開いたしますが、傍聴者の方におかれましては、静粛に傍聴していただくほか、写真撮影、録画、録音等をご遠慮いただくなど、既にお配りしている傍聴要領を守っていただきますよう、お願いいたします。

委員紹介及び会長、副会長選出

それでは、ここで、各委員さんのご紹介をさせていただきます。

委員さんの委嘱状につきましては、お時間の関係もございますので、交付式は省略させていただき、机上配付とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、お手元に配付させていただきました委員名簿に従いまして、ご紹介をさせていただきます。

初めに、秋元委員さんでございます。

大澤委員さんでございます。

大島委員さんでございます。

大槻委員さんでございます。

河合委員さんでございます。

清水委員さんでございます。

鈴木委員さんでございます。

仙波委員さんでございます。

中曽根委員さんでございます。

なお、熊谷委員さんにおかれましては、本日、ご都合によりご欠席でございます。

続きまして、当局のご紹介をさせていただきます。初めに、鈴木副市長でございます。改めまして、総務局長の大木でございます。総務部長の山元でございます。給与課長の香取でございます。

それでは次に、千葉市特別職報酬等審議会設置条例の規定に基づき、会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じますが、委員の皆さま、ご意見はいかがでございましょうか。

○河合委員

ただいまの件につきまして、私も委員として出席いたしました前回の本審議会におきまして、大澤委員さんが副会長を務めておられました。過去の経緯などもご存知でいらっしゃるかと思いますので、会長は大澤委員さんをお願いするのがよろしいかと存じます。

また、副会長につきましては、千葉市で弁護士としてご活躍されており、前回の本審議会もご出席されており、経緯などもご存知でいらっしゃるかと思います大島委員さんをお願いするのがよろしいかと存じますが、いかがでしょうか。

○事務局(総務局長)

ありがとうございました。

ただいま河合委員さんより、会長に大澤委員さんを、副会長に大島委員さんをとのご提案がございましたけれども、ご異議等ございますでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようでございます。

それでは、大澤委員さんに会長を、大島委員さんに副会長をお願いできればと存じます。では、お二人には会長席、副会長席にそれぞれお移りいただきますようお願いいたします。

(大澤委員、大島委員 それぞれ席を移動)

それでは早速ですが、会長、副会長さんにご挨拶をいただきたいと思っております。まず、会長の大澤委員さんでございます。

○会長（大澤委員）

会長を務めさせていただくことになった大澤です。改めて、よろしくお願いいたします。特別職の報酬というのは、市民の関心事の一つだというふうに認識しておりまして、重責を担うことになったなどというふうに思っております。つきましては、大島副会長さまを始め、委員皆さまのご見識を集約して、市民・納税者の方々が納得いただけるような方向性を出したいと思っておりますので、ご審議・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○事務局（総務局長）

ありがとうございました。続きまして、大島副会長さん、お願いいたします。

○副会長（大島委員）

副会長ということですから、会長を補佐いたしまして、十分な議論と、それから円滑な議論ができるように努めたいと思っております。特に、十分なことこの前提といたしましては、内容がよく分からないといけなないので、是非事務局にはよく説明していただいて、また分からないことは質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（総務局長）

ありがとうございました。

この後、本審議会に対して諮問を行いますが、市長が公務の都合により、代理として副市長の鈴木より諮問をさせていただきます。

この後の進行につきましては、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第6条第3項の規定に従いまして、会長さんをお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

○会長（大澤委員）

はい。それでは、鈴木副市長さんからご挨拶をお願いします。

副市長挨拶

○副市長

改めまして、副市長の鈴木でございます。委員の皆さまにおかれましては、年末のお忙しい、慌ただしい中を、本日お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

審議に入っていただきます前に、若干、市の今の現状等について一言ご報告をさせていただければと存じます。今年は市長選挙がございまして、現熊谷市長が三選を果たしたという状況でございます。そして、その中で、この8年間、千葉市につきましては、財政の健全化という部分の取組、これが大きな課題でございました。熊谷市長就任以来、「脱・財政危機」宣言を発出いたしまして、財政健全化へ向けた取組を強力に進めてきたという状況でございます。昨年度28年度の財政の決算額等の状況は、これまでの本当に危機的な状況から少し改善の兆しが見られ、総務省が定めております財政健全化基準の数値も改善が図られてきました。そのため、この9月、市長の熊谷から、この「脱・財政危機」宣言の解除について発表をさせていただいた状況でございます。そういった中で、この本庁舎の建替えですとか、それから、これからまた新清掃工場の建設ですとか、様々な市民に必要と思われる事業について、新たに取組を始めるタイミングでもございます。私どもとしても、「脱・財政危機」宣言は解除はいた

しましたが、引き続き財政の健全化については継続して取り組むとともに、市政について、引き続きしっかりと取り組んでいく所存でございます。そのような状況でございますが、今回ご審議をお願いいたしますのは、特別職の現行の給料についてということでございます。現行の額につきましては、先ほど紹介がありましたが、前回の当審議会でご審議をいただいた内容について、平成27年7月に改定をさせていただきました。今回の内容につきましては、後ほど事務局からしっかりと資料で説明をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、一般職の給料の改定状況等を踏まえまして、特別職給料の水準について、審議会からのご意見を賜りたいと存じます。よろしくご審議の程、お願いしたいと存じます。皆さま方におかれましては、いろいろとご苦勞をおかけすると存じますけれども、慎重なご審議をお願いできればと存じます。まとまりませんが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○会長（大澤委員）

ありがとうございました。

それでは、千葉市の特別職の報酬額につきまして、副市長さんから諮問をお願いします。

諮問

○副市長

特別職の報酬等の額について（諮問）

市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると思われまますので、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき、諮問をいたします。千葉市長・熊谷俊人。よろしくお願いいたします。

○会長（大澤委員）

はい。慎重に審議いたします。

ただいま、諮問をいただきました。

これより審議に入りたいと存じますが、副市長さんにおかれましては、ここでご退席されますので、ありがとうございました。

○副市長

よろしくお願い申し上げます。

（副市長 退席）

審議

○会長（大澤委員）

それでは、まず、報酬額等の改定について審議したいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（給与課長）

説明が長くなりますので、申し訳ございませんが、座ったままでご説明をさせていただきます。

お配りしております資料説明の前に、机の上に、今、諮問書の「案」を置かせていただいております。先ほど諮問が行われましたので、諮問書の写しにつきましては、会議終了後に配付させていただきたいと存じます。

それではお配りしました資料説明に移らせていただきます。

「第1回 千葉市特別職報酬等審議会 資料」に沿いまして、ご説明を進めさせていただきます。

まず、めくっていただきまして、1ページをご覧くださいと思います。

ギリシャ文字の「I 特別職及び一般職の報酬額等の改定について」でございますが、初めに、「1の特別職（市長、副市長）の報酬等決定の方法」についてご説明をいたします。

まず、特別職の報酬等についての関係法令の確認でございます。

地方自治法の第204条に「普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員には、給料及び旅費を支給しなければならない。」と規定されてございます。

また、同条第2項では「前項の職員に対し、地域手当、通勤手当、期末手当又は退職手当を支給する

ことができる。」と規定されてございます。

次の第204条の2では「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、前条第1項の職員に支給することができない。」と規定されてございます。

続きまして、千葉市特別職報酬等審議会設置条例でございます。

第3条に「市長若しくは副市長の給料の額に係る条例案を議会に提出しようとするときは、審議会に諮問しなければならない。」と規定されており、今回、ご審議をお願いするものでございます。

なお、特別職の報酬等については、国からも通知が出てございます。その下の四角の枠の中をご覧いただきたいと思っております。

上段の方ですが、昭和39年の自治事務次官通知でございます。これは審議会へ諮問する根拠となっている通知でございます。

また、下段でございます。特別職の職員の給与については、昭和43年の自治省行政局長通知がございまして、こちらの通知では、「三役の給与につき審議会の諮問を行うに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、資料を審議会に提出し、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること」と通知されてございます。

続きまして2ページをご覧いただきたいと思っております。2ページの一番上の上段の箱でございまして、市長及び副市長の現在の給料月額、期末手当の額、計（年間給与額）でございまして、ちなみに、市長はカットをする前で年間給与額22,464千円でございまして、

参考として、下段の括弧書きの中でございまして、これは独自カットを現在実施している関係でございまして、記載の額がカット後の額でございまして、

続きまして、このページの下段をご覧いただきたいと思っております。

参考までに「一般職の給与決定の方法」について、地方公務員法でご説明させていただきたいと思っております。

一般職の給与の決定方法につきましては、地方公務員法に規定がございまして、第14条で「地方公共団体は、給与が社会一般の情勢に適應するように、適当な措置を講じなければならない。」とございまして、

また、同条の第2項では「人事委員会は前項の規定により講ずべき措置について勧告することができる。」とございまして、

次に、第24条の第2項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の従業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」とございまして、

さらに、第26条で「人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、報告するものとする。あわせて適当な勧告をすることができる。」とございまして、

これらの規定ですが、端的に申し上げますと、市職員の給与は、国、他団体、民間の状況等を考慮して決めるという内容でございまして、本市の一般職の給与改定に当たりましては、毎年度、本市の人事委員会からの勧告を踏まえまして、関係条例を改正し、その勧告内容を実施しているところでございまして、

続きまして、資料3ページに移らせていただきます。

ギリシャ数字の「II 公務員の給与の動向について」でございまして、

まず初めに、国家公務員の給与の動向についてご説明を申し上げます。

恐れ入ります。順番が逆なのですが、まず、一番下のカギ括弧の参考にございまして「用語の定義」をご覧いただきたいと思っております。

まず、「給料」でございまして、給与の中で中心をなすものでございまして、地方公務員で申し上げますと「給料」、国家公務員では「俸給」というような呼び方をいたします。

次に、「給与」でございまして、ただいま申し上げました「給料」のほか、各種手当を合わせたものが「給与」でございまして、

次に、「公民較差」でございまして、民間の給与と公務員の給与がどの程度差があるのかを比較した率でございまして、算出方法等については、後ほど、ご説明を申し上げます。

最後に、「給料表改定率」でございまして、今、申し上げました「公民較差」を解消するために必要な「給料」の改定率でございまして、

資料を戻っていただきまして、一番上段の表をご覧いただきたいと思っております。

「(1) 一般職の国家公務員の給与の動向」でございまして、

前回、本市の特別職の給与を決定いたしました平成27年度以降の状況を掲載してございまして、一般

職の国家公務員については、ここ3年間プラスの傾向となっております。

公民較差の算出方法ですが、2番目の箱をご覧くださいまして、「(参考)平成27年度」の表をご覧くださいいただきたいと思ひます。

民間給与410,465円に対しまして、国家公務員の給与が408,996円となっており、1,469円、民間給与が国家公務員の給与を上回った状態でごございました。

公民較差「率」は、この表の欄中の計算式にごございますとおり、「分母」が「国家公務員の給与」、「分子」が「民間と国家公務員の給与の差」として算出されます。

基本的には、この率がプラスであれば、公務員給与を引き上げる改定を、マイナスであれば引き下げる改定を行うこととなります。

「(2)の特別職の国家公務員の俸給の動向」をご覧ください。

特別職の国家公務員につきましては、平成28年に総理大臣以下それぞれ1千円の引上げを行っているといった状況でごございます。

続きまして、おめくりいただきたいと思ひます。資料4ページをご覧くださいいただきたいと思ひます。

「2の本市の一般職の給与の動向」でごございます。

上段の表の左から3列目の給料表改定率の欄をご覧くださいいただきたいと思ひます。

千葉市ですと、平成27年、平成28年とも引下げの改定となっており、先ほどご説明しました国と違う動きとなっております。これは平成27年から国が本市内に勤務いたします国家公務員の地域手当の支給割合を段階的に引き上げており、本市も従来から地域手当の支給割合については国に準ずることとしておりましたことから、国と同様に段階的に支給割合を引き上げたことが影響していると考えられます。

ここで、地域手当について、ご説明をいたします。

同じく4ページの一番下でごございます。また「用語の定義」でごございます。こちらをご覧くださいいただきたいと思ひます。地域手当とは、民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に支給される手当でごございます。給料等に所定の支給割合を乗じて得た額が支給される手当でごございまして、支給割合につきましては、0%、すなわち不支給となる地域から、最高で東京都の特別区ですと20%といった地域までございまして、本市の支給割合で申し上げますと、現在は15%という支給地域でごございます。

それでは、先ほど国と本市の動向が乖離しているという説明をさせていただきましたが、本市の給与動向につきましては、図を用いましてご説明をさせていただきたいと思ひます。

資料の5ページ、A3の横の資料でごございます。ご覧くださいいただきたいと思ひます。

いくつか棒グラフがあるわけですが、まず最初にご覧いただきたいのが、地域手当の支給割合の引上げの影響がなかった平成29年度の状況でご説明をさせていただきたいと思ひます。

いくつかあるグラフの一番右の3本のグラフをご覧くださいいただきたいと思ひます。

こちらが平成29年度の給与改定のイメージ図になります。

平成29年度当初の職員給与につきましては、真ん中のアルファベット「K」のグラフになります。

なお、このグラフの中の内訳としてごございます、給料や地域手当、その他の手当の高さ、グラフ上の高さでごございますが、こちらは金額の多寡を示すものではなく、あくまでイメージとしてご覧いただきたいと思ひます。

その左の「J」のグラフをご覧ください。こちらが平成29年度当初の民間の給与水準のグラフでごございます。

「K」の職員給与が0.13%民間給与の水準を下回っていた状況でごございます。職員給与を民間の給与の水準と均衡させるために、右の「L」のグラフをご覧くださいいただきたいのですが、「L」のグラフのとおり、「給料」を0.2%引き上げることで、先ほどご説明しました公民較差0.13%を、「給料」を0.2%引き上げることで解消するといった給与改定を行ってごございます。

続きまして、国と乖離する動きとなっております平成27年度、28年度のご説明をいたします。

一番左にごございます平成27年度のグラフをご覧くださいいただきたいと思ひます。

平成27年度当初の職員給与は左から2番目の「B」のグラフでごございました。当時の地域手当の支給割合は、現在は15%で、当時は11%でごございました。

その左の「A」のグラフをご覧くださいいただきたいと思ひます。

こちらが平成27年度当初の民間給与のグラフでごございます。

「A」と「B」を比較した結果、「B」の職員給与が0.84%民間給与より低い水準にごございました。

次に「C」のグラフをご覧くださいいただきたいと思ひます。

国が平成27年4月に遡りまして地域手当の支給割合を13%に引き上げたために、本市も同様に平

成27年4月に遡り、地域手当の支給割合を13%に引き上げることとなりました。そちらが「C」のグラフでございます。

その結果、地域手当を上げた結果でございますが、「C」の職員給与が「A」の民間給与を上回ってしまいます。

続きまして、その右の「D」のグラフをご覧くださいと思います。

地域手当を上げたままですと上回ってしまうという状況になっておりますので、職員給与が民間給与を上回った状態を解消するために、地域手当の支給割合の引上げと併せまして、「給料」を1%引き下げることにより、職員給与を民間給与の水準と均衡させるといった改定を行ってございます。

このように、公民較差はプラスであったにもかかわらず、地域手当の支給割合の引上げの影響を受けまして給料表の改定率がマイナスとなる結果となりました。

なお、仮に地域手当の支給割合の引上げがなかったと仮定した場合が、一番右の「E」のグラフでございます。

地域手当の支給割合が11%のままだったと仮定した場合には、公民較差を解消するために「給料」を0.9%引き上げると民間の給与の水準と均衡することになります。

このように、地域手当の支給割合の引上げの影響を除きまして、「給料」の改定により公民較差を解消したと仮定した場合の「給料」の改定率を「仮定給料表改定率」とさせていただきます。

続きまして、平成28年度の説明をさせていただきます。真ん中の4本のグラフをご覧くださいと思います。

平成28年度当初の職員給与は左から2番目の「G」のグラフになります。

地域手当の支給割合が15%となっていることを確認いただきたいと思います。

これは、国の地域手当の支給割合が平成28年4月から15%に引き上げられたことから、本市においても国に準じて同年4月から15%に引き上げたものでございます。

その左の「F」のグラフをご覧ください。

平成28年度当初の民間給与のグラフでございます。

「G」の職員給与が年度当初において「F」の民間給与を上回っていたといった状況でございました。

これは、平成28年4月から、地域手当が13%から15%へ引き上げられたことが影響したものと考えられます。

その右の「H」のグラフをご覧くださいと思います。

職員給与を民間給与の水準と均衡させる必要がございますので、「給料」をマイナス1.6%引き下げることとなりました。

このように、平成28年度は地域手当の支給割合の引上げの影響を大きく受け、公民較差、給料表改定率ともにマイナスとなっております。

28年度の最後に、右の「I」のグラフをご覧くださいと思います。

平成27年度の説明と同様に、地域手当の支給割合の引上げの影響を除いた場合、すなわち、仮に年度当初の地域手当の支給割合を13%のままにしまして、「給料」の改定によりまして、公民較差を解消したと仮定した場合には、「給料」を0.21%引き上げることになり、先ほど申し上げました「仮定給料表改定率」は0.21%ということになります。

続きまして7ページをご覧くださいと思います。

本市特別職の報酬等の改定の必要性についてでございます。

「1の従来の改定方法」ですが、一般職の改定率の推移、他の政令市の報酬等の額を参考に改定を過去も行ってきております。

表の中の、ちょうど中段でございます。「平成27年7月1日現行」の欄をご覧くださいと思います。

これは前回改定の実施状況となります。その1つ前の改定が実施されましたのは、平成18年度に改定を実施しております。その平成18年度の改定を実施した後の平成26年度までの一般職職員の改定率の累積につきましては、表の一番右にありますマイナスの0.37%でございました。

一方で、市長の給料月額の変動率は左から3列目の9.24%、副市長は同じく9.38%となっております。

先ほど申しました一般職の累積改定率に合わせてといった説明とこの率が大きく異なっているわけでございますが、これは、表の下の※印の記載にありますとおり、当時、特別職にも支給しておりました地域手当を廃止することといたしまして、廃止する地域手当の額に相当する額としまして平成26年度の支給水準を超えない範囲の額を「給料」に加算することにより改定を行ったことによるものでございます。

具体的には、その下の式にあります市長の例で申し上げますと、改定前の給料月額119万円に一般職の累積の改定率を乗じまして、累積の改定率を反映させました給料月額「(①)」を算出いたします。

この給料月額「(①)」に地域手当、当時の支給割合の10%を乗じまして、地域手当の額「(②)」を算出いたします。

算出されました「(①)」と「(②)」を合算しまして、1万円未満を四捨五入したものが現在の給料月額130万円となっております。

副市長も同様の計算方法で算出いたしまして、現在の給料月額となっております。

なお、前々回の平成18年度の改定は、表にありますとおり、一般職の累積改定率マイナス4.98%、市長の給料月額の変動率がマイナス4.80%、副市長の給料月額の変動率がマイナス4.95%となっております。

一般職の累積改定率と変動率が少々ずれておりますのは、最終的に1万円未満を四捨五入したことによる誤差でございます。

以上のとおり、平成27年度及び平成18年度いずれも一般職の改定率を考慮した改定を行っているところでございます。

続きまして資料8ページをご覧くださいと思います。

「2の改定の必要性」でございます。

「(1) 前回改定後の一般職の給料表改定率の推移」をご覧くださいと思います。

平成27年度から平成28年度までの累積での改定率は、表の右下の色塗りの欄にございます1.314%となっております。ここでは、表の下の一つ目の※印の記載にありますとおり、各年度の、先ほどご説明を申し上げました仮定給料表改定率を用いております。

その下の参考の表をご覧くださいと思います。

今回の累積での改定率を現在の市長と副市長の給料月額に乗じた場合の額をそのまま記載しているものですが、市長が約131万7千円、副市長が約106万3千円となります。

続きまして、9ページをご覧くださいと思います。

「(2) 政令指定都市の状況」でございます。平成27年度以降、特別職の改定を行った都市が「新潟」、「熊本」、「横浜」、「さいたま」、「川崎」の5市となっております。そのうち一般職の改定率を考慮し、改定を行った都市は、上段のアの表にあります「新潟市」と「熊本市」の2市となっております。

なお、下段のイの3市でございますが、給与制度の総合的見直し、これは本市と同様に地域手当の支給割合の引上げがあった市でございます。引上げに伴いまして、見直しを行った市が3市でございます。

最後に10ページをご覧くださいと思います。

上段の表は政令指定都市の市長、副市長の給料月額と地域手当の合計額の状況となります。本市は市長・副市長とも、○数字が高い方からの順番でございますが、13番目ということでございます。

下の(3)でございますが、千葉県及び県内主要市の状況でございます。

表は千葉県及び県内主要市の知事・市長、副知事・副市長の給料月額と地域手当の合計額の状況となります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○会長（大澤委員）

ただいま、事務局から説明がありましたけれども、委員の皆さま方からご質問等があればお願いいたします。

○副会長（大島委員）

質問していいですか。まず、基準になっている特別職の職員の給与について、1ページに古い昭和43年の通知がございますけど、これについて、そこに1行目の「人口・財政規模等」という「等」については、どういったことを考えればよいかというのはありますか。例えばなのですが、財政状況とか、そういったものを考慮するというのでしょうか。先ほど副市長さんが、危機的な状況からは改善が図られている状態とおっしゃいましたけど、財政健全化基準の将来負担比率は、今どのくらいですか。

○事務局（給与課長）

将来負担比率は政令市ワーストから脱却しています。

○事務局（総務部長）

平成20年のときには309.6%だったのですが、平成28年は186.2%となっております。

○副会長（大島委員）

大分改善したということですね。通常、財政規模だけじゃなくて財政状況みたいなものを考慮して、首長でするので、責任者でするので、そういうことは考えているのですか。そういったものを反映させるようなことを、一般職は別として、やっているところはありますか。もしご存知であれば。

○事務局（給与課長）

今回ご審議いただくのは条例上の本則の額、本来あるべき額を決めていただくことになります。今、副会長がおっしゃったような財政状況に応じてということになりますと、独自カットにつきましては、本市も今、市長は独自カットをしていますし、あと一般職の独自カットを実施しているのは大阪市と千葉市だけになっております。条例で決めていただく本則の額については、本来あるべき額を決めていただくので、財政状況を考慮するのであれば、給与カットという手法があるかと思います。

○副会長（大島委員）

今ついでに、その給与カットのことをお聞きしようと思ったのですが、一応その根拠としては条例ではないわけですか。

○事務局（給与課長）

条例で決めております。

○副会長（大島委員）

条例で給与カットを決めているということですね。それは当分動かないですか。

○事務局（総務部長）

今の特別職の給与カットについては、今年度末までとなっておりますので、また来年の予算の状況とかを踏まえて、また何%カットするかというのが決まっていこうかと思います。

○副会長（大島委員）

実質的には、今回は給与を決めるけれども、給与カットの内容については追って議会などで審議していただくと、そういうことになるわけですね。

それと、今ご説明いただいた関係なんですけど、文章を読んでいて、数式を入れていただいたので、3ページの参考になっているところの計算がございまして、結局差が1,469円あると、公民較差率というのはここにあるとおり、百分率だから100を掛けていますよね。つまり公民給与分の差、1,469円を国家公務員の給与で割って100を掛けたものということですね。その下、最後に（A）－（B）これは何ですか。

○事務局（給与課課長補佐）

括弧内の説明、つまり1,469円の説明でございます。

○副会長（大島委員）

分かりました。括弧内はこういう意味ですと、だから計算式としては100まででいいのですね。

○事務局（給与課課長補佐）

はい。

○副会長（大島委員）

分かりました。皆さんはお分かりですか。私は分かりにくかったので、質問させていただいているのですが、資料の7ページの、119万に累積改定率を掛けることについて、マイナス0.37掛けるという意味ですか。これ数字で言ったら、要するに1マイナス0.37、ですから0.9963を掛けると、そういうことなのですか。それだと合うのです。

○事務局（総務部長）

そうです。

○副会長（大島委員）

こういう書き方、分かりにくくないですか。皆さん、分かりますか。

○事務局（総務部長）

100%から0.37%引いたものを掛けたということです。

○副会長（大島委員）

1マイナスということですね。1マイナス0.0037を掛けたもの、そういう意味ですね。

それから、累積改定率というところがあって、資料の4ページですけど、この説明も※印に本市一般職の給与の動向の中の※印の上に、「累積というのは各年度の仮定給料表改定率を乗じたものである」とありますが、29年度については仮定給料表改定率はないですから0.2%で掛けて、要するに、仮定給料表改定率の0.9と0.21と給料表改定率の0.2を掛けても累積改定率の1.314%にはなりませんので、これももう少し説明していただきたいです。

○事務局（総務部長）

一番初めの平成27年度は0.90%ですので100.9%と、平成28年度は0.21%ですので実際は100.21%、29年度が0.2%ですので100.2%、これに乗じて掛けて計算すると101.314%となります。

○副会長（大島委員）

要するに、1を足すということですね。1を足して計算して掛け算をしたということですね。

○事務局（総務部長）

はい。

○副会長（大島委員）

私の方からは、取りあえず分かりにくかったのは以上です。

○会長（大澤委員）

他の委員の方はいかがでしょうか。

○大槻委員

一つよろしいですか。資料の3ページに国家公務員の給与と民間給与の差で0.36%と出ておりますが、年間給与ではどのくらいの差でしょうか。例えば賞与等は、民間の場合は低いところもあれば高いところもありますよね。それを合計した年間の額で言うと、どちらが上になるのでしょうか。

○事務局（総務部長）

人事委員会は給与に関して勧告しておりますが、その考え方としては、一つは、例月分は例月分で比較し、それからボーナス分はボーナス分で比較するという形でやっております。こちらに書いた数字は例月分の比較ということで、例月分だけで比較すると民間の方がこれだけ高くなっているという形になっています。年間は今すぐ出ないので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○会長（大澤委員）

分かりました。その間に他の委員の方からご質問があればどうぞ。

○清水委員

すみません。1点のみなのですが、資料の5ページの地域手当の上げ下げというのは、聞き漏らしていたら申し訳ございません。これは、どなたがお決めになることなのでしょうか。

○事務局（給与課長）

地域手当を引き上げるという決定の点ですが、先ほどご説明しました、千葉市の人事委員会という組織がございまして、そこが給与に対して勧告をいたします。それに基づきまして、11%、13%、15%で引

上げを実施してございます。

○事務局（総務部長）

ちょっと補足させていただきますと、参考資料の11ページに、給与制度の総合的見直しについて載せておりました、国家公務員が行ったものでございます。趣旨としては、まず1の(1)でございますけれども、近年、特に民間賃金の低い地域を中心に公務員給与が高いのではないかと指摘が依然として見られるということがありました。そういった中で、その下の①のところですが、地域間の給与配分の見直しということを行っています。具体的には、その更に下の図のところですが、民間賃金の低い地域については、民間賃金よりも公務員の方が高くなっている。これは下げる必要があるだろうということで、国家公務員についてはその分2%引き下げました。一方で、右側に東京都特別区がありますけれども、ここはどちらかと言うと、民間賃金と比べたところ、民間が高いような状況にある。とすると、2%下げるだけだとすると、ここは全体のバランスが取れなくなりますので、これは地域手当をやはり2%上げる必要があるだろうということで、組替え、給料と地域手当の間の配分の見直しを行っております。そういった中で、千葉市域の国家公務員については10%から15%に変更されました。本市の人事委員会から、国と同じように地域手当を変更すべきという勧告を受けまして、それに合わせて開始したということでございます。

○鈴木委員

すみません。同じく資料の5ページのところで、平成29年度の公民較差率が0.13%で給料の改定率が0.2%になっていますよと。これ、単純に考えるとですね。0.13%の較差で0.2%上げてしまうと0.07%逆に高くなるのではないかという素朴な質問なのですけれども、これは1%、2%単位じゃないと上げられないとか、そういう決まりがありますか。

○事務局（給与課長）

そういった決まりはございません。今、比較している表をそのまま29年度の「J」と「L」のグラフをご覧いただきたいんですけども、民間給与の「J」の方は、給料ですとか、手当が合わさった給与になります。「L」の方をご覧いただきますと、地域手当とその他の手当が給与の中には入ってございます。全体で0.13%上げるということではなくて、給与の内訳であります給料だけで解消するというものになりますと、上げる係数が若干変わってくる。高くなっているといったことになります。

○鈴木委員

ありがとうございます。

○副会長（大島委員）

ちなみに、この三角形の率というのは、マイナスの率というのは、100マイナスこの数字ということですね。

○事務局（給与課長）

そうです。はい。

○会長（大澤委員）

はい、中曽根委員どうぞ。

○中曽根委員

資料の7ページ目のところの一般職の累積改定率というところで、前回の改正のときに、一般職の累積改定率というのはマイナスの0.37ということなんですけど、これは今までのご説明の中でどこに該当するのでしょうか。例えば、4ページ目を見ますと、一般職の給与の動向を言っています。累積改定率…

○事務局（給与課長）

今、資料を配付させていただきます。

（平成27年5月1日 第1回 千葉市特別職報酬等審議会資料8ページを配付）

お配りさせていただいた資料なのですけれども、前回の報酬審議会でご審議いただいた際にお配りした資

料となります。この0.371%、一番上段の表をご覧くださいなのですが、平成18年度、こちらですと改定率は0%、給与改定をしなかった年でございます。それが20年度まで続きまして、21年度にマイナスの0.45%、これで右側に行ってくださいまして0.45%累積すると。以下、22年、23年ということでマイナスの改定がございまして、26年度にプラスの0.4%のプラスの改定がございました。これを累積した結果が0.371%といったことでございます。

○会長（大澤委員）

先ほどの保留された答えの方は、もう出せましたか。

○事務局（総務部長）

ボーナス分はまた別とさせていただいて、例月分だけの合計でいきますと、左側の民間給与のところ、3ページの参考の民間給与の年間分が493万円、それから国家公務員が491万円、較差分が年間で約2万円という形になります。

○会長（大澤委員）

委員の皆さま、いかがでしょうか。

それでは、もう時間ですので、ただいま質疑を含めご審議いただきましたように、ここで報酬額等の改定を行うことの適否についてお諮りしたいと思います。

いかがでしょうか。

○大槻委員

私は賛成します。

○会長（大澤委員）

改定ということによろしいでしょうか。

○大槻委員

はい。

○会長（大澤委員）

はい。ただいま大槻委員の方から「適」というご意見がございましたが、他の委員の方、いかがでございましょうか。

○秋元委員

ちょっといいですか。ちょっと質問が違ってしまふかもしれないのですが、民間との関係から言ったら、上げる方向でもよいというのが前提の中で、ちょっと質問させていただきたいのですが、今までの説明の中で地域手当なり独自カット分というのがありましたよね。なおかつ、今年からは財政の点で「脱・財政危機」宣言をやめて、将来負担比率も300%ぐらいが186%とよくなってきていると。その中で、例えば、独自のカットをやっている分をどういう扱いにするのか。その考え方と言うんですかね。給与を上げて、カット率を上げたら、上がった分はなくなってしまふ。その辺りの関係は、どのようになるのでしょうか。

○事務局（総務部長）

団体によって考え方はまちまちではありますが、基本的な考え方としては、本来あるべきは本来あるべき額として定めて、市長が財政状況等を踏まえた中で独自にカットするかどうかというような形で決めていくというのが一般的な形であります。「脱・財政危機」宣言は正に解除いたしましたけれども、まだまだ厳しい財政状況が続いておりますので、今の段階でいくつとももちろん申し上げられませんが、一定の対応はあるのかなというふうには思っておりますが、具体的に今の段階では申し上げるということは難しいかと。

○副会長（大島委員）

すみません。あるべき額はどうかということについて、従来のは当然踏まえますけれども、もし民間であれば、あるべきものと独自カットが別々ということはないのですよね。民間の考え方というのは、やっぱり会社が上手くいっているかどうかと業績が上がっているかどうか、借金がどれだけ減っているか。今回、

先ほど将来負担比率のことを言いましたけど、約2年分ですよ。2年分丸々、1回借金に充てなきゃ返せないほどの状態です。あと何年かかるか分からないですけども、そういうものをこれまでの経緯からして、あるべきというか、一応基準を決めて独自カットをする。それも勝手にカットするわけではなくて、将来議会に提出して、議会もこれを良しとして議決されていって、実現されていくということなのであれば、そこに我々は民主的な基盤がございませんけど、議員の方々は当然民主的な基盤があるわけですから、その中で決まっていくというように理解しておけばよろしいですかね。つまり、民間とは違うけれども、先ほどお話のあった通知が示しているような基準がいくつか基準がありますから、その基準で民間が上がれば同様に上がっていくという、そういうルールの中でやるべきということですよ。

○事務局（総務局長）

今の熊谷市長になって大幅なカットをしているのは、やはり政治姿勢ということで、千葉市財政の再建に向けて取り組まなければならないということです。それは市民の方にもいろいろな面でご不便・ご負担をかけることもございますので、我々のあるべき報酬はこうだけれども、そこは少し財政に貢献するためにカットしようという考え方です。首長が代われればその部分はカットする、しない、全く違ってくる可能性は十分あると思います。

○副会長（大島委員）

カットは強制できないでしょ。

○事務局（総務局長）

そうです。自らの判断になります。

○副会長（大島委員）

自ら議会に提案をする。

○事務局（総務局長）

そうです。おっしゃるとおりです。基本的な考え方は副会長のおっしゃるとおりでございます。提案しても、そのとおりにならない可能性はもちろんあると思います。

○副会長（大島委員）

まあ、そうですね。提案しないこともある。

○事務局（総務局長）

提案しないとすると、ご審議いただいたものなので、どうなのかということにはなりません。

○副会長（大島委員）

選挙で公約もあるでしょうから。

○清水委員

ここは定価を決めるところなのですよ。割引前では決められない。つまり、定価を基で減額してあげればいいのではないですか。それで議会に諮る。カット分までここで審議して引き下げておけば、議会の混乱を招くこともない。できるのではないですか。

○副会長（大島委員）

そういう自由闊達な意見が必要なので、私も初めにいろいろ質問させていただいたのです。例えば、さっき言ったルールというものが、自治省のルールがあって、こういうことを考慮しなさいと規定をしているので、その枠の中で判断しないとイケないので、先ほど「等」の中に、財政状況が入っているのですかという質問をさせていただいたのです。

○事務局（給与課長）

今回の説明は、先ほど資料の5ページを説明させていただいたとおりですけども、地域手当が上がった関係がございまして、非常に分かりづらくなっています。最後にお配りしました資料の、前回の改定後の一般職の給料表改定率の推移にありますマイナスの0.37%、これを減じた形で給与改定を実施しました。

今回もあくまで、本来地域手当の引上げがなければ、累積の改定率としましては1.314%上がったはずだといったことで、プラスの改定をするべきではないかというようなご説明をさせていただいたところでございます。

○清水委員

無知で大変恐縮なのですが、地域手当というものと給料というものは、お金の出どころが違うと理解してよろしいんですか。

○事務局（給与課長）

出どころは全く同じで、市の給与費です。

○清水委員

よく分からないのですが、民間の給料に結局合わせるわけですよね。

○事務局（給与課長）

そうです。はい。

○清水委員

じゃあ、地域手当が上がったって下がったって関係ないのではないですか。

○事務局（総務局長）

地域手当が上がると、民間の給与に合わせるために、給料を下げることとなります。

○事務局（総務部長）

手当を含めた総額は民間と同じなのですが、例えば退職手当の計算などは給料を基準に決めたりしますので、そこが変わってきます。

○副会長（大島委員）

本来、地域手当は変ですよね。国家公務員でしたら一定の基準があって、あちこち行って、つまり物価の高いとか低いとかあるから、地域の較差があるので手当ををするというのはよく分かるんですけど、地方公共団体はその地区ですから、その地区の中でどこから来ている方がいくらかとか、そんなことやってないわけです。だから、地域手当を地方公務員の中に当てはめること自体がおかしい。基本的に何か変じゃないかという気が、そういう議論あると思います。ただ、基本給からはがして、いろいろなものを決める際の分母に当たるものの原資となっているのですか。そういうことでもないのですかね。

○事務局（総務局長）

おっしゃるとおりでございます。国家公務員が勤務するに当たって、その市は地域手当の割合は何%だということに、国との均衡の原則がありますので、我々は合わせているという形になっております。ずっと千葉市だけに勤務する職員が変動するのはちょっと変な感じですけど、あくまで国に合わせているということによってそういうことが起っているということでもあります。

○事務局（給与課長）

国の給与制度に合わせて千葉市の地域手当の支給割合を引き上げた結果、引き上げた分をそのままらおうということではなくて、総額は調整して合わせているといった状況です。

○会長（大澤委員）

難しいですね。

○清水委員

こういうシステムを一旦おやめになれば、多分、皆さん、お楽になるんじゃないかと思います。職員数を減らすことができるのではないかと僕は思いますけどね。こんなこと一生懸命計算していること自体がナンセンスな気がしてしょうがないですね。僕もずっと思っていましたよ。市原市にお住まいの方が千葉市役所まで来ている場合は給料減らすのかと言うと、そういうわけでもなさそうだから、別にいいのではないかと

思っていたのですが、こういうルールがあるのですね。でも、これ独自のルールですよ、千葉市の。この給料を決めましょうという、この千葉市の地域手当を加味するという。

○事務局（給与課長）

今回のそういった地域手当が上がったから給料を下げるといったものは、千葉市の人事委員会のオリジナルになります。地域手当はもちろん全国共通のものとなります。

○清水委員

全国共通なのですが、この地域手当を加味して給料を上げ下げしましょうということ自体は市の独自のルールですよ。

○事務局（総務局長・総務部長）

全国同じ考え方となります。

○清水委員

同じ考え方であっても、撤廃すると問題になるのですか。

○事務局（総務局長）

オリジナルで考えるというやり方はあります。人事委員会がどう判断するかになります。

○事務局（給与課長）

例えば、地域手当の支給割合の引上げ方を国と合わせないという考え方はあるかもしれないです。

○会長（大澤委員）

これまでのところ、大槻委員や秋元委員からは改定ということでご発言いただきましたけれども、他の委員の方、いかがでしょうか。

○委員（一同）

異議なし。

○副会長（大島委員）

改定自体は異議がないかと思います。

○会長（大澤委員）

分かりました。ありがとうございました。皆様のご意見が「改定を行うことが適当である。」ということで一致いたしましたので、そのように決めさせていただきます。

次に、改定額について審議したいと存じます。事務局に試案などはありますか。

○事務局（給与課長）

はい。資料をお配りさせていただきます。

（改定額試案を配付）

それでは、ご説明をさせていただきます。

お配りしました案でございますが、平成27年度から平成29年度までの、先ほどご説明しました累積の給料表改定率でございます1.31%により改定を行うものでございます。

なお、平成27、平成28年度につきましては、地域手当の支給割合の引上げがなかったものとして算出しました「仮定の給料表の改定率」を用いております。

改定率を乗じた後の1万円未満につきましては、四捨五入としてございます。

「給料月額改定」の表をご覧いただきたいと思っております。

この改定方法によりますと、「市長」については、改定前は130万円であったところ、改定後では132万円となります。「副市長」につきましては、改定前105万円であったところ、改定後につきましては106万円となります。「市長」は2万円、「副市長」は1万円を引き上げるという内容となっております。

資料の下段に、参考までに「各年度におけます給与額の見込み」の表をお示ししております。

「市長」の表をご覧くださいと思います。

この改定方法により、仮に、平成30年4月から給料月額を132万円へ引き上げた場合の年間給与額は、平成29年度との比較で、約34万6千円増加することとなります。

また、「副市長」につきましては、その下の表に記載のとおりでございます。年間給与額は、約17万3千円増加することとなります。

試案の説明につきましては以上でございます。

○会長（大澤委員）

ただいま、試案について事務局から説明がありました。改定額を決める大変大切なところでございますので、慎重なご審議をお願いしたいというふうに思います。

時間が押してきていますが、ご発言をしていただければというふうに思っています。

○副会長（大島委員）

すみません。試案は千円単位を四捨五入しているということですか。一万円単位に決めないといけないのですか。

○事務局（総務部長）

従前の慣例として一万円単位にしておりますので、今回についても一万円単位という案を出させていただいております。

○副会長（大島委員）

慣例ですか。

○事務局（総務部長）

（一万円単位）でなければいけないということではないです。

○副会長（大島委員）

結局いろいろな計算をして、期末手当の額を見ると百円単位まで端数が出てきますよね。ただ、今までの慣例では一万円単位で決めていた。そういうことですよね。

他市はどのようになっていますか。

○事務局（給与課長）

資料の10ページになります。

○副会長（大島委員）

すみません。千円単位のところも結構ありますよね。

○事務局（給与課長）

そうですね。千円単位の市もいくつかございます。

○副会長（大島委員）

メジャーだと思いますが。

○事務局（総務部長）

資料の10ページの表は、給料と地域手当を合算した額の表となっております。

お手元の参考資料の冊子がございますけれども、参考資料の4ページに、給料と地域手当分けた形で金額を掲載してございます。

千円単位のところもありますけれども、基本的には、おおむね一万円単位のところが多くなっています。

○会長（大澤委員）

私の方から一つ質問してよろしいですか。10ページにある参考資料を見ているのですけれども、今

年度あるいは来年度で、他の政令市は引上げとかを予定しているとか情報はあるのでしょうか。あるいは、今年度4月からここまで、いくつか改定はあったのでしょうか。時期的なものと言うとどうなのでしょう。

○事務局（給与課長）

今年審議会を開くに当たって、いろいろ他の政令市に聞いているところですが、改定を予定しているというようなお話がある市は、今のところはありません。

また、県内市ですと、柏市が最近改定したところでございます。

資料9ページにございます、川崎が29年4月から改定しました。

○事務局（給与課長）

先ほどご説明させていただいた試案ですけれども、試案というふうに申し上げましたが、今まで改定をしてきたルールに則りまして、累積の改定率を乗じたものということと、四捨五入つまり千円単位のところを四捨五入した、従前どおりのルールでの改定となっております。

○副会長（大島委員）

一般職の基準に準じるということですよ。

○事務局（給与課長）

はい。

○副会長（大島委員）

一般職の場合は一万円単位なのですか。

○事務局（給与課長）

百円単位です。

○副会長（大島委員）

ちょっとの差で一万円と二万円違ってしまわないですか。一般職よりも副市長さんは少ない割合となり、市長さんは多い割合となる。厳密なことを言うと、そういうことになりますよね。

○事務局（給与課長）

ちなみに、参考資料の17ページが一般職の給料表ということになります。1級から8級まで職位ごとに号給が細かく分かれています。

○会長（大澤委員）

何人かから意見ございましたけれども、改定額の決定については、本審議会の大変重要なところでございます。この場で結論をとというのは、やや性急だというふうに認識いたしますので、この件につきましては、委員の皆さん、お持ち帰りいただいてですね、次回に再びご審議いただいて、ご決定いただくというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

よろしいですか。

それでは、改定額につきましては、次回の審議会でも再びご審議いただき、ご意見がまとまった場合には結論を出すという形にしたいと存じます。

事務局、それでよろしいですか。

○事務局（給与課長）

はい。よろしく申し上げます。

○会長（大澤委員）

次に、「改定期期」ですけれども、こちらでも改定額と同じく、次回の審議会でもご審議、決定していただ

くということでしょうか。

(異議なし)

はい。異議なしということですので、改定時期についても、次回の審議会で審議、決定することといたします。

今後のスケジュールについて、事務局では、どのようにお考えか、伺えればと思います。

○事務局（給与課長）

市長及び副市長の報酬額等を改定するためには、本審議会からご答申をいただいた後に、市議会に諮りまして、条例を改正する必要がございます。なるべく早く改定するということですので、3月の市議会に上程することが考えられます。その場合は、来月の中旬までに基となる案を整える必要があるというふうに考えてございます。

○会長（大澤委員）

はい。可能であれば、早めに望ましい内容について改定した方がいいということだと思います。来月の中旬までにもう一回審議会を開催して、もしできることなら、一定の結論を出したいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次回第2回ですが、改定額と改定時期を決定することとして、もし皆さんのご意見がまとまるようであるならば、答申案についても議論したいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

事務局もそれでよろしいですか。

○事務局（一同）

はい。

○会長（大澤委員）

それでは、そのようにしたいと思います。

他に何かありますでしょうか。

(なし)

はい。ないようですので、次回の日程を決めたいと存じます。事務局で案があればお願いいたします。

○事務局（給与課長）

次回は1月中旬に開催したいと存じます。

委員の皆さまのご都合につきましては、2回目の審議会が行われた場合のご予定について事前に伺っておりますので、正副会長とご相談させていただいた上で、開催日を決定させていただきたいと存じます。決まり次第、皆さまには速やかにご連絡いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○会長（大澤委員）

はい。それでは、日程につきましては、後日事務局より連絡をいただくということだと思います。

先ほど申し上げましたとおり、2回目の審議会では、報酬額等の改定額と改定時期、加えて、もし可能であれば、答申の内容につきましても決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、ご欠席の委員の方におかれましては、審議の内容等について、事務局からしっかりとご説明するようにお願いをいたします。

最後に、事務局から何か連絡事項はありますか。

○事務局（給与課長）

特にございません。ありがとうございました。

○会長（大澤委員）

はい。それでは、以上で、本日の審議会を終わりにいたします。

次回も、よろしくお願ひいたします。お疲れさまでした。

○事務局（一同）

ありがとうございました。

午後4時50分 閉会

上記のとおり会議録として確定することを承認します。

署名 大塚 亮之助